

【ご注意ください】令和2年末のご寄附に係る寄附金控除の取扱いについて

○令和2年分の寄附金控除の対象について

- ・令和2年分の寄附金控除の対象は、以下のとおりです。
- ・期限を過ぎての払込、決済については、令和3年分の控除の対象となりますのでご注意ください。

寄附の方法	令和2年分の寄附金控除対象になる日
お近くの金融機関から払込をされる場合 (電子申請、郵送、ファックス、電子メールでの申込の場合)	令和2年12月30日までの払込が対象
ふるさと納税サイト「さとふる」でお申込の場合	令和2年12月31日までの決済が対象

○電子申請、郵便、ファックス、電子メールでお申込の場合の納付書の発送について

電子申請、郵便、FAX、電子メールでお申込いただいた場合、できる限りすみやかに納付書をお送りしておりますが、**令和2年12月17日以降**にお申込の場合は納付書のお届けが年内に間に合わない可能性があります。その場合、令和2年分の寄附金控除の対象ではなく、令和3年分の寄附金控除の対象となりますのでご了承ください。

○年末年始のワンストップ特例申請書について

ワンストップ特例の適用を受けるためには、**令和3年1月10日【必着】**で特例申請書及び添付書類を京都府に郵送いただく必要があります。

※令和3年1月10日を過ぎますと、確定申告をしていただく必要がありますのでご注意ください。

以下の期間にご寄附いただく場合は、(A) (B)いずれかのご対応としていただきますようお願い申し上げます。

寄附の方法	(A) (B)いずれかの対応としていただく期間
お近くの金融機関から払込をされる場合 (電子申請、郵送、ファックス、電子メールでの申込の場合)	払込日: 令和2年12月17日～令和2年12月30日
ふるさと納税サイト「さとふる」でお申込の場合	決済日: 令和2年12月17日～令和2年12月31日

(A) 下記より特例申請書様式をダウンロード・印刷して必要事項を記入の上、添付書類とあわせて京都府まで郵送

→**特例申請書(第55号の5様式)及び記載例** (さとふる納税サイトからダウンロード可)

※なお、期限内に提出いただいても書類に不備等があった場合、受理ができません。提出の際には書類不備等がないかご確認ください。

(B) ワンストップ特例ではなく、確定申告で寄附金控除の手続き

< 特例申請書の送付先 > 〒602-8570 (専用番号のため住所表記不要です)

京都府総務部総務調整課 企画調整係